

平成17年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会

日時：平成17年12月14日(水)

13:30～14:30

場所：兵庫県公館大会議室

【開 会】

○司会

ただいまから平成17年度ひょうご防犯まちづくり推進協議会総会を開催させていただきます。

開会に当たり、会長である井戸敏三兵庫県知事からごあいさつを申し上げます。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

寒い中お集まりいただき、お礼申し上げます。

最近、全国的に子供をめぐる不祥事がいろいろ生じているが、兵庫県では、この協議会を発足させていただき、地域の方々が地域安全活動に取り組んでいただいているので、兵庫県の場合は、そんな心配はいらないと胸を張ることができるのではないかと思う。私自身は、安心を確保するための活動を続ける中で、これが一つの大きな成果ではないかと誇りに思っている。

あわせて、地域安全まちづくり条例（仮称）の制定を検討しており、議会でも議論いただいて制定しようとしている。全国的な安全・安心をめぐるいろんな事件が起きている中であるだけに、兵庫県の姿勢を明確に示していけるような効果も持ち得るのではないかと期待をしているところである。

防犯の基本になるのは、もちろんプロとしての警察活動を高めることで、安全・安心の基盤をなすものであるが、それだけでは対応できない現状にある。警察活動とあわせて、地域において現に生活をしている方々による活動をいかに展開していただくか、いわばプロと地域のタイアップによって、総合力を発揮していくことが不可欠になってくるのではないかと思う。

悪いことをした人を捕まえて、責任を取らせるのはプロの仕事であるが、プロと地域がタイアップした活動を展開すればするほど、予防力、防御力は高まる。先日テレビを見ていた際、子供たちに危害を加えた犯人のアンケートをみると、「人々から干渉されている」「注目をされている」という場合には犯行をしにくい。あるいは、「子供たちが大声をあげる」「助けてとい

うような声をあげる」と、それ以上の行為に及べないという2つの点に注目して報道されていたが、まさしく、第一の防御力、安全度を上げていくということは、私たちができることであるし、第二の子供自身もそれなりの備えをしておくということは、家庭や学校で十分子供たちに注意を促すことで実施可能である。この両面から安全確保に取り組む必要があるのではないかと感じた。

現に、防犯パトロール等に取り組んでいるところは、犯罪が激減しており、大きな効果を上げていると承知しているし、私が宝塚市内の「まちづくり防犯グループ」の方々と話をしたときにも、できるだけ登下校中に子供たちに声をかける運動を展開していると伺った。そのように子供たちに対して常に目が光っている、注がれているという状況を周知させていくことも地域の安全を高めることにつながっているのではないかと考えている。

また、その一環として、まずは神戸新聞社から取り組んでいただいたが、新聞配達に従事する皆さんが早朝、夕方に活動されている中で、地域の安全・安心に関心を持っていただこうということで、協定を締結させていただいた。これも地域ぐるみ、いわば安全・安心活動の一つの大きなネットワークの輪が広がったということではないかと考えている。

一つだけ、つけ加えさせていただくと、学校の安全・安心という話になると、すぐに「塀を高くする」「施錠管理を徹底する」「物理的な防御システムを構築すれば安全である」というような意見があるが、私は、それでは意味をなさないと思っている。いくら塀を高くしても、錠などをシステム高度化しても、自分たちが錠に縛られて不便になるだけで、それほどの対策につながるとは思えない。

それよりも、地域ぐるみで子供たちを見守るシステムをいかにみんなで作り上げていくかが大事ではないかと思う。通学路の視界が悪いからという理由で、むやみに木を切ってしまう、公園が繁茂し過ぎているから枝葉をカットしてしまうなど、一方では緑を養成しよう、緑を増やそうとしながら、一時の感情に流されるような形で対応をするということも起こりがちである。私たちは、安全・安心を総合的に対応すればいいのであって、一部の対策だけで安全・安心が図られていると思ってしまうのは、少し僭越なのではないかと思っている。

いずれにしても、兵庫県の安全・安心は、県民ぐるみで作りあげていく、そのような活動が展開できるような基盤づくりやタイアップを、ぜひさせていただければと考えている。

【諸報告（１）】

○司会

ただいまから議事に入らせていただく。井戸知事には、会長として議事の進行をお願いする。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

議事に先立ち諸報告ということで、当協議会に新たに加入された団体のご紹介をさせていただきたい。事務局から紹介をお願いする。

○事務局

先日、兵庫県書店商業組合から、当協議会の趣旨に賛同し、入会したい旨の申請があったところである。協議会会則に定める要件を満たしているものと認められるため、入会を承認した。なお、これにより当協議会の構成団体が100団体になった。

本日は、書店商業組合の執行理事兼事務局長の村田耕平様に出席いただいているので、ご報告申し上げます。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

100団体になったが、今後も協力したい、推進したいという団体があれば、入会をお勧めいただくようお願いを申し上げます。

【諸報告（２）】

会長（井戸敏三兵庫県知事）

続いて、平成17年度協議会事業の実施状況についてご報告をさせていただきます。

昨年度末に設立されたばかりで、しかも8カ月弱の経過であるので、途中経過の報告になるが、その点をお含みの上でご承知いただきたい。

○事務局

今年度の事業実施に当たっては、7月28日に設立後初の幹事会を開催し、4本の柱で構成する平成17年度事業実施計画を策定したところである。現在、おおむねこの事業計画のとおり順調に進めている。

この事業の実施内容であるが、まず一つとして、会議の開催ということで、7月28日の第1回幹事会では、代表幹事として、井戸会長に代表幹事に就任いただいた。このほか、先に説明した今年度の協議会事業計画を策定した。

また、11月17日の第2回幹事会では、本日の総会、研修会の開催について、協議したところである。

二つ目の研修会については、既にご案内のとおり、本日の総会終了後、地域安全まちづくりセミナーとして開催する。セミナーでは、我が国を代表する犯罪防止NPOである日本ガーディアン・エンジェルスの小田啓二理事長による講演等を予定している。

また、三つ目の会員向け防犯情報の提供として、8月19日付で協議会発足後初の会報を発行し、会員の皆様に送付したところである。今年度中にあと2回程度発行する計画である。

7月には、協議会のホームページを立ち上げた。今後、より充実した情報を発信していきたいと考えているので、発信すべき情報があれば、事務局へご連絡いただきたい。

四つ目の県民向け防犯意識の啓発であるが、今後の協議会活動を対外的に広くPRするためのシンボルキャラクターを11月1日から30日の間に公募した。その結果、全国から223点の応募があり、これから選考作業を行い、最終決定したシンボルキャラクターを活用して、来年度以降の協議会の活動をPRする際に用いていきたいと考えている。

また、10月には、一般県民の方の防犯意識を高めるための啓発ポスターを8,000枚作製した。各会員あてに送付しているので、できるだけ県民の方の目に触れやすいところに掲示していただきたい。

また、10月29日、30日には、三木総合防災公園で開催された「ふれあいフェスティバル2005」において、兵庫県防犯設備協会、兵庫県、推進協議会の3者共催により展示ブースを設け、防犯設備の展示のほか、防犯意識啓発資材の配付を行ったところである。2日間で10万人の来場者があり、当協議会のブースにも多くの県民の皆さんにお立ち寄りいただいた。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

途中経過報告で、ご質疑等あるかも知れないが、先に進ませていただき、後ほどまとめてご意見をいただくこととしたい。

【第1号議案～役員を選任について～】

会長（井戸敏三兵庫県知事）

それでは議事に入らせていただく。

第1号議案「役員を選任について」事務局から説明をお願いする。

○事務局

副会長である中田耕一郎様におかれては、兵庫県町村会会長を3月末付をもって退任され、当協議会の副会長職についても辞任の意向を示されておられた。役員を選任にあたっては、当協議会会則第10条の規定により、総会において選出することとされていることから、今回開催する総会において、現在の兵庫県町村会会長である為則政好様を新たに副会長として選任しようとするものである。

なお、新たに選任する副会長については、会則に基づき他の役員の皆様と同様、平成20年3月7日までの任期となる。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

ただいま説明した役員を選任案について、ご意見等を伺いたい。

（異議なしの声）

ありがとうございました。ご異議がないと認め為則政好町村会会長に当協議会の副会長に就任いただくこととする。なお、ただいま選任された為則政好町村会会長であるが、ご都合により本日はご欠席であるので、その代理で大東農八事務局長にお越しいただいているので、ご紹介させていただく。

為則政好会長には、今後ともよろしくお願い申し上げます。

【第2号議案～活動指針の策定について～】

会長（井戸敏三兵庫県知事）

続いて、第2号議案「活動指針の策定について」である。

この活動指針については、本来ならば、地域安全まちづくり条例の制定を受けて定めるのが望ましいのかも知れないが、既に様々な活動パターンが県内各地で展開されているので、この活動指針において、様々な活動パターンを紹介することによって、自主的な活動の参考にしていただくという意味も込めて、策定しようとするものである。

内容について、事務局からご説明させていただく。

○事務局

当協議会会則において、協議会の目的を「地域社会の犯罪に対する知識を向上させる県民運動を展開することにより犯罪のない安全で安心な兵庫を実現する」とされているところである。これを達成するための事業として、同じく会則では、「防犯まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進する」と規定されているが、協議会の性格は、各会員の取組を拘束するもので

はなく、それぞれの団体の自主性を基本にして、できることから可能な範囲で取り組んでいただくことを応援しようとするものであることから、今回の活動指針は、各会員団体及び協議会がそれぞれの立場に応じて具体の取組を進める際の参考としていただくために定めようとするものである。

活動指針の内容は、3部構成としており、第1部では、指針策定の前提となる犯罪情勢やこれまでの取り組みを概観している。

第2部では、「安全で安心な兵庫の実現」という目的を掲げ、四つの活動の基本に基づいて、それぞれの立場における活動を実施可能な範囲で展開することを明確化している。

なお、犯罪情勢、防犯活動を展開する上での課題は、刻々と変化するものであり、また県において、地域安全まちづくり条例（仮称）の制定が検討されていることから、これらを踏まえて必要な充実を図ることを明記している。

また、第3部では、会員団体及び協議会が具体の取組を進める際の参考となるよう、第2部で掲げた四つの活動の基本ごとに取組例を挙げている。

まず第1部の内容であるが、県下の犯罪情勢ということで、刑法犯認知件数等の推移を記載している。犯罪増加の背景について触れているが、地域社会の連帯感の希薄化、規範意識の低下が指摘されており、そうしたことから、地域社会の犯罪抑止機能が低下したのではないかとされている。そのほか、子供たちを取り巻く環境の変化や都市化の進展による閉鎖的な生活環境も犯罪増加の背景にあるのではないかと考える。

次に、各種団体によるこれまでの取り組みについてであるが、当協議会の設立以前から既に多くの団体でさまざまな取組が行われており、参考として記載している。こうした取組を発展させる形で取り組んでいただければと考えている。

なお、今回の活動指針は、会員の皆様の知識、それからノウハウを相互に共有をして、協働した取組を展開するなど、それぞれの立場に応じて具体の活動を進める際の参考としていただくために策定するものである。

第2部の内容であるが、目標・活動の基本等について記載している。

まず全体の目標として、「安全で安心な兵庫の実現」を記載している。さらに、活動の基本として、「県民一人ひとりの防犯意識の涵養」「地域・団体等の実情に応じた防犯活動の推進」「子ども・高齢者等を犯罪に巻き込まない取り組みの充実」「防犯に配慮した生活環境の整備」といった4本柱を基本として掲げている。

この活動指針については、犯罪情勢の変化や、先ほど申し上げた地域安全

まちづくり条例の検討状況に対応して、充実を図っていくことを考えている。

次に第3部の内容であるが、会員団体及び協議会が具体の取組を進める際の参考となるよう、四つの活動の基本に沿った取組例を掲載している。そこに掲示した以外の取組や主な実施主体として記載されていない団体の取組も結構であると考えている。あくまでも活動に取り組んでいただく際の目安と考えている。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

ご質問、ご意見等あればお伺いさせていただく。お気づきの点、あるいは、こんな活動が抜けているのではないかというようなこともあるかも知れないので、そういう点も含めてご意見をいただきたい。

指針といっても、目標を四つ掲げて具体の取り扱い事例を参考にさせていただくという意味でまとめたものであるので、条例制定の後、さらにきちっとした指針を定めることになると思う。それでは、この指針についてのご意見等は、条例案について意見をいただく際にも触れていただくこととして、条例案の説明に移らせていただく。

【その他～地域安全まちづくり条例（仮称）について～】

会長（井戸敏三兵庫県知事）

事務局から条例案の説明をお願いする。

○事務局

まず、条例制定の背景についてご説明申し上げます。

依然として、犯罪の発生が高水準である。しかも、生活に身近なところで発生する犯罪が非常に多い。

また、平成17年3月の防犯まちづくり有識者懇話会の提言、それから実際に防犯活動をされている皆様からの要望も背景として触れている。

条例の目的は、一つに、地域安全まちづくりの基本理念などを明確化、共有化することで、県民ぐるみの取組の推進を図ること。二つに、県民ぐるみの取組の推進に向けた基本的事項を定めることで、実効性ある展開を図ることである。

そうした条例による効果として、県民ぐるみの活動の推進によって、街頭犯罪や侵入犯罪等の抑制が期待され、また、こうした活動を通じて、地域のきずなが強まり、コミュニティの活性化が図られるものと考えている。

また、住宅、道路、公園等の施設を犯罪の起こりにくい構造などに改善し

ていくことで、街頭犯罪や侵入犯罪などの防止を図ることができるものと考えている。

あわせて、条例に基づいて、県としての推進計画の策定やさまざまな支援施策の実施により、県民ぐるみの取組が支援できるものと考えている。

他の条例との関係についてであるが、この地域安全まちづくり条例は、罰則を設けることは予定していない。しかし、少年非行の多発や犯罪手口の複雑化などから、厳しい対応も求められているところであることから、現在、開会中の11月県議会には青少年愛護条例の一部改正の案件を提出しており、青少年に悪影響を及ぼす有害情報や非行につながる行為への対応などを強化し、また、いわゆる迷惑防止条例の的確な運用により、悪質な客引きの防止などにも力を入れることとしている。

安全で安心な兵庫はこれらの罰則付きの条例や他の法令とも協働した取組によって実現できると考えている。

条例の骨子案について、ご説明申し上げます。

まず、前文についてであるが、大震災の経験を通じて、安全・安心な県民生活が県民の連帯によって発揮される地域社会の力で支えられていることを改めて確認した。そうした経験を踏まえて、一人ひとりが自らの安全は自らが守るという意識を高めるとともに、犯罪を防止するための活動や快適で暮らしやすい生活環境づくりに取り組んでいく必要があることに言及した。

次に基本理念であるが、一つには、地域安全まちづくりは、県民のほか、団体や事業者を含む県民等が相互に助け合い、連帯することにより発揮される力によって進められるものでなければならないこと。

二つに、地域安全まちづくりは、地域の多様性を尊重しつつ、県民や県、市町が連携、協力して進められるものでなければならないこと。

三つに、県民の自発的かつ自律的な意思や多様な価値観に配慮して進められるものでなければならないことである。

この地域安全まちづくりの推進に当たっては、県民、団体、事業者、県といったさまざまな主体による取組が求められていることから、各主体のそれぞれの役割と責務を記載している。

「県民」は、日常生活における安全確保のほか、地域社会の一員として活動に参画し、実施するよう努めるとともに、犯罪により他の者が危害を受ける恐れがある場合には、警察官への通報等に努めることを求めている。

次に、「地縁団体、防犯協会、その他民間の団体」には、地域社会全体の安全を確保する観点から、地域安全まちづくりのための活動に努めることを

求めている。

「事業者」は、事業活動における安全確保とともに、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくりのための活動に努めることとしている。

「県」の責務については、この地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施することとしている。

次に、総合的推進として、県民等、県、市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備することとし、また、県においても、知事、教育委員会、公安委員会は、相互に密接な連携を図ることとした。

次に、活動の促進として、県民や事業者に取り組んでいただきたい活動を記載している。

多様な活動の実施として、地域の実情に応じた様々な活動を積極的に実施するよう努めることを求め、例示として、建物等の施錠をはじめ、登下校時の見守り、パトロールなどを挙げている。

子供に対する見守り活動をととして、子供が犯罪による被害を受けないよう、学校や通学路等で声かけなどの見守り活動を行い、家庭、地域社会、学校等での子供の安全教育を行う。さらに、大人が自ら模範となるとともに、子供自身が他者を思いやる心をはぐくみ、規範意識を持って健全な生活を営めるよう健全育成に努めることを記載している。

また、高齢者等に対する見守り活動についても触れ、県民等は、防犯上の配慮を要する高齢者等が犯罪による被害を受けることがないように、声かけなどの見守り活動や、高齢者等の安全確保に関する意識の醸成に努めることとしている。

次に、従業員に対する防犯教育や防犯設備の管理などを担う防犯責任者を事業所ごとに設置するよう努めることを求めている。

条例の柱の一つでもある生活環境の安全確保として、一つは、住宅・道路等における安全確保である。住宅、道路、公園など、生活に身近なところで発生する犯罪の多発、深夜にわたって営業する店舗の安全対策が課題となっていることから、そうした施設の設置管理者は、犯罪の防止に配慮した構造設備などにするよう努めることを求めている。

二つには、空地等における安全の確保として、空地、空家の増加に対する防犯上の不安を解消するため、所有・管理者は、適切な管理に努めることを求めている。

三つに、県民等、学校、通学路等の設置管理者は、協働して、学校、通学

路等における子供の安全確保に努めることとしている。

そして、乗物盗、車上ねらいなどの犯罪防止のため、自動車や自転車の製造販売業者は、盗難防止装置などの普及に努めることとしている。

次に、地域安全まちづくりのための取組を支援する県の施策をまとめて記載した。

推進計画の策定として、地域安全まちづくりに関する目標や、地域安全まちづくりを総合的、計画的に進めるために必要な施策などを盛り込んだ計画を策定することを考えている。

また、地域安全まちづくりに関する意識啓発、情報提供、相談、知識及び技能の取得機会の提供、人材の確保及び資金の調達のほか、表彰を取り入れた支援施策を行うことを考えている。

次に、住宅、道路、深夜営業店舗等の防犯に配慮した構造・設備の整備、学校・通学路等における子供の安全確保についての指針を策定することとしている。

さらに、この地域安全まちづくりの推進を図るため、県民等の活動への助言、関係機関との連絡・調整等を行う「推進員」を県民の中から委嘱する制度を設けたいと考えている。

最後に、犯罪被害者への支援として、国及び犯罪被害者を支援する活動を行う機関、団体と協働して、犯罪被害者に対する情報の提供、相談、その他必要な措置を行うこととしている。

この条例骨子（案）については、現在、県民の皆様から広く意見をいただく「県民意見提出手続」を行っており、来年2月には、いただいたご意見への対応もまとめて条例案文を策定し、2月県議会に提案する予定である。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

条例骨子（案）について、ご意見等があれば、積極的にお伺いし、今後の参考、検討材料にしたい。

○兵庫県商店連合会（三條会長）

私の地元は、県下で一番の繁華街である三宮であるが、平成15年に三宮駅北側における悪質な客引きの追放、迷惑駐車の一掃などを目的に、警察と行政と我々事業者やボランティアが一体となって、三宮北部地域の安全・安心なまち推進協議会を立ち上げた。週一回パトロールを行い、三宮北部地域の平穏で安全・安心な環境をつくるための活動を続けている。

ところで、警察本部でもこれから地区指定をして歓楽街対策を強化するようであり、三宮北部地域も指定されるということをお聞きしているが、条例

骨子（案）の中に生活環境の安全の確保として、住宅道路における安全の確保や学校通学路等における安全の確保に関する規定を設けるとのことであるが、繁華街における安全の確保の観点から、条例の中に県民事業者等は、協力して繁華街の安全に努めるという規定を設けていただくと、我々が行っている活動の後押しとなると思うので、ぜひご検討いただきたい。

○事務局

繁華街の安全確保については、警察本部においても重点的に進めようとなっている。また、地域の方々も一緒になってやっていこうという機運が生まれているように思う。そういう意味合いでこの条例の中にも繁華街対策について少しでも触れられればと考えている。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

検討するというところで、どういう規定の仕方をするかはともかくご理解いただきたい。

○兵庫県少年補導員連絡協議会（吉田会長）

日ごろは補導員として非行に走る少年を食いとめ、健全な育成を図ろうと活動しているが、最近は、子供が犠牲となる事件が多発していることも考慮して、地域ぐるみで補導活動に取り組んでいる。条例骨子（案）でも、子供に対する見守り活動の必要性がうたわれており、条例の趣旨については、大いに賛同するところである。

地域の活動に対する支援を県としても考えておられるが、犯罪の防止、暮らしやすい地域をつくっていくためには、県民や団体が相互に助け合って連携していく視点が大切ではないか。例えば、この防犯まちづくり推進協議会が会員だけでなく、地域住民や団体の活動も応援していくことができるような仕組みをご検討いただければと思う。

○事務局

この条例骨子（案）の中でも説明したように、地域安全まちづくりの体制を整備していくと規定をしたいと考えている。その規定において、全県的な推進体制の一つとして、この防犯まちづくり推進協議会が位置づけられると思うが、条例において、どのような表現になるか検討していきたい。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

先に事務局から説明があったように、「推進員」を設置しようと考えている。しかし、その「推進員」だけで推進できるわけではなく、この協議会に入っている各種団体の皆さんとも協力しながら推進していかなければいけない。その辺は「推進員」の制度とあわせて関連団体がお互いに協

力して推進を図っていくというような規定ができればどうかと思う。

また、県民一人ひとり、関係団体など関連する方々がみんなで行き組んでいくという規定を置いたらどうかと考えている。

○兵庫県消費者団体連絡協議会（幡井会長）

まちの防犯ということについて、心を痛めていただき、こうした条例を制定していただくことは、県民としては大変うれしいことであるが、私どもの地域では、防犯協会が既にそれぞれの活動をしている。

私どもとしても「くらしのクリエイター」という制度を運用し、まちの安全ということに対して取り組んでいるが、行政と警察と、いつも密接な連携をとりながらまちの防犯、悪徳商法の追放等々について実践活動に取り組んでいる。条例の中で、警察との連携や行政、県民局あたりの連携などをもう少し強く出していきたい。

また、防犯協会との関係はどうなるのかお尋ねしたい。

○事務局

警察との関係であるが、総合的推進という項目の中に、「地域安全まちづくりの推進に当たっては、知事、教育委員会、公安員会は相互に密接な連携を図り」と記載することで、この地域安全まちづくり全体を、いわゆる知事部局だけではなく、教育委員会、公安委員会も合わせて一緒になって取り組んでいこうという規定を置きたいと考えている。

また、防犯協会については、地縁団体等の役割の中に、防犯協会を出しているように、防犯活動に取り組んでいただく団体を引っ張っていく団体であると考えている。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

これは、条例本文ではないので、省略されている部分もあり、見えにくいのかも知れないが、総合的推進の中では体制を整備する、密接な連携を図るとしか記載していないが、こういう総合推進は全体として図っていかなければいけないので、そういう中で、あえてもう一度繰り返して書くということもあり得るのではないかなと思う。

それと、お尋ねのもう一つの趣旨は、防犯協会等との関連をどのように整合していくのかということもあったと思う。

○事務局

防犯協会と、それぞれ活動されている団体、組織との関係をどうしていくのかということについては、防犯協会は、それぞれの地域で活動されている団体、グループを引っ張っていく組織であると考えている。上下関係にある

ものではなく、そういうものではなく、その地域の防犯活動の先導役であると認識している。

○兵庫県消費者団体連絡協議会（幡井会長）

条例であるから難しい表現になるのかもわからないが、十分な理解は難しい。

防犯協会は警察の所管であるが、今回の条例は、県の知事部局の所管だと思う。今までの生活や行政等の事業の中で、縦割り行政で横の連絡、連携がないというのがネックになっている。防犯に関する問題は、本当にやらないとならないことだし、大事なことである。しかしながら、一方は警察関係、もう一方は別ということになると、実際に動く私たちは、これまでの経験から、両方がうまく連携していけるのかが心配である。できれば、ここに県警としての責任をはっきりとしておいた方がよいと思う。

○会長（井戸敏三兵庫県知事）

運用の問題だと思うので、どのように進めていくかというご意見をいただいたものと思う。

安全・安心に対する取組は、一つのラインで対応するより、多様な主体がそれぞれ取り組み、いろんな関わり合いの中で、みんなで対応していただく方が望ましい。そういう考え方で整理をしていきたいと考えているが、どんな形で連携していくか、それは地域によっても違う、課題によっても違うと思う。その辺も含めて、具体の指針などの策定や、その指針の運用等に当たっては、連携が取れるように、そして、責任が明確になるようにしていきたい。

いろいろご意見はあると思うが、この会議としてお伺いするのは以上とさせていただきますが、できるだけ総意を結集した条例の内容とさせていただきたいと考えているので、今後もお気づきの点等があれば、事務局へお寄せいただきたい。

それでは、条例の制定について、以上のようなご意見等も踏まえながら、準備を進めさせていただくので、よろしくご了承いただきたい。

【閉 会】

○司会

閉会に当たり、当協議会事務局長の辻井兵庫県県民政策部長よりごあいさつを申し上げます。

○事務局（辻井県民政策部長）

お忙しい中を長時間にわたり御礼申し上げます。

先ほどは、特に条例の制定について、貴重なご意見をいただいた。警察本部との連携という面では、この協議会の事務局は、警察本部との合同で運営しているし、大幅な改正を今議会で検討している青少年愛護条例はもちろん、繁華街対策や警察本部が所管する迷惑防止条例の適正な運用についてもタイアップして一体となってやっていきたいと思う。

それから、条例ができれば、地域において効果的な取組ができるような推進計画を策定し、推進していきたいと思う。

安全で安心な地域づくりに向けて、我々だけではなく、関係団体と一体となって取り組んでいきたいと思うので、どうかよろしく願いしたい。

○司会

それでは、これをもって終了させていただく。